

フィッシュアンド名駒

跡地活用公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

蘭越町では、令和2年3月に第6次蘭越町総合計画を策定し、「奥ニセコの緑と穏和と自立のまち 蘭越」を将来像として定め、まちづくりに取り組んでいくこととしています。

この度、令和3年3月に閉館した立地条件の優れた施設、フィッシュアンド名駒を、民間事業者のノウハウや資金を活用する手法により、地域の賑わいの創出や、新たな雇用創出、ランドマークとして活用を行う事業者を選定することにしました。

本要項は、当施設を活用する事業内容及び事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 フィッシュアンド名駒の概要

所在地 北海道磯谷郡蘭越町名駒町201番地5外

建 物 鉄骨造

面 積 (建物) 380㎡ (延床)
(土地) 29,888.4㎡

規制等 都市計画区域外

※建物の平面図をPDFで交付しますので、必要な場合はお申し出ください。



3 募集対象事業

募集対象とする事業は、次に定めるものを満たすものとします。

- (1) 地域の賑わいの創出や新たな雇用創出など、地域の発展に寄与する事業であること
- (2) 契約締結日から 1 年以内に提案に係る事業に着手し、2 年以内に運営を開始できること
- (3) 第 6 次蘭越町総合計画など蘭越町の各種計画や政策的観点と合致していること

4 契約

敷地及び建物について、蘭越町と賃貸借契約を結んでいただきます。法人の場合は、保証人（個人に限る）を選任していただきます。期間は 1 年間で、自動更新とします。

保証金として、契約後 7 日以内に、蘭越町の指定する方法で 30 万円の保証金を納付していただきます。保証金は、納付の日から 5 年後に 3 に定める通りの事業を継続して行っていた場合、お返ししますが、事業の実施に至らなかったとき、また 5 年以内に事業を中止したときは、返還しません。

賃料も提案してください。選考後の交渉により決定します。

施設は、現状渡しです。

5 応募資格

前項「3 募集対象事業」に示す事業を自ら主体となり整備・運営する意思がある個人又は法人で、次の事項に該当しない者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所および公の秩序又は善良な風俗に関する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受け、当該契約をしようとする者
- (3) 各種税及び使用料を滞納している者
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者

6 申込手続

(1) 提出書類

提案者は、次の書類を各 5 部（原本 1 部、複写 4 部、原本は製本しない。）

提出してください。

- ・申込書【様式第1号】
- ・事業計画書（以下A4で任意様式）
- ・資金計画書
- ・提案者概要・事業経歴書

その他添付書類として、次の書類を提出してください。（コピー可、各1部）

- ・最新の法人登記事項証明書（法人の場合）
- ・印鑑証明書（発行3月以内のもの）
- ・定款（法人の場合）
- ・直近3年間の決算書の写し（貸借対照表、損益計算書）
- ・滞納がないことの証明書（税務署、市町村）

上記いずれの書類も返還いたしません。

(2) 提出期限

令和7年3月19日(水)午後5時30分必着

(3) 提出方法

下記(4)へ郵送または持参

(4) 提出場所

商工労働観光課（〒048-1392 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5
蘭越町役場内）

電話 0136-55-6736

(5) 提出書類の取り扱い

蘭越町は、事業の状況等の公表に際し必要な場合においては、提出書類の内容を非公開にすることについて合理的な理由がある場合を除き、原則として無償で使用及び公開する場合があります。なお、提出した書類は、返還しません。

(6) 応募に係る費用の負担

すべて、応募者の負担とします。

(7) 質疑及び回答

質疑の要旨を簡潔にまとめ、文書または電子メールで送信してください。なお、質疑及び回答を公開することがあります。

送信先 kankou@town.rankoshi.lg.jp （蘭越町役場商工労働観光課）

7 現地見学会

開催しませんので、希望される方は随時、上記(4)にお問い合わせください。

8 事業内容の選定方法

各提案を審査し、事業内容及び事業者を選定します。

決定ののち、契約に向けた交渉を行います。なお、決定した事業者が辞退した場合、改めて応募された案件の中から選考を行う場合があります。

9 選考評価基準

おおよそ次の内容を総合的に判断し決定します。

- ・ 事業遂行体制・過去の業務実績
- ・ 財務・経営状況
- ・ 計画の実現性・安定性
- ・ 地域との連携
- ・ 地域経済への貢献
- ・ 希望貸付料
- ・ その他

10 ヒアリング

提出のあった書類をもとに、提案者からのヒアリングを行います。

日時、場所は個別に通知します。

11 その他

本要項について、応募締め切りまでに変更が生じたとき、また、6 (7) の質疑及び回答について、要項の内容に関わるものについては、蘭越町のホームページ（新着情報）にてお知らせします。